

## 多賀城市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年5月23日

多賀城市監査委員

菅野昌治

根本朝栄

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査実施対象及び期日等

対 象		監査実施		講 評	
		期 日	開始時刻	期 日	開始時刻
上水道部	工務課	5月15日(木)	9:00	5月23日(金)	10:30
	管理課	5月16日(金)	9:00		

### 3 監査の範囲及び方法

この監査は、平成25年度の財務事務及び事務事業の執行が、関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、提出された資料、帳簿類、証ひょう書類等を試査照合し、それらの適法性と効率性等を検討し、また、関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

### 4 監査の結果

別紙のとおり

## 平成26年5月実施定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、関係書類等の整備において、概ね適正に事務処理が行われていた。

なお、監査結果の詳細については、以下のとおりである。

対 象	工務課
実 施 日	平成26年5月15日(木)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの 特になし

対 象	管理課
実施日	平成26年5月16日(金)
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 出勤簿関係 ・押印なし 2件